

市民交流ホール施設運営管理規程

(設置)

第1条 弥生にぎわい拠点整備事業で整備の市民交流ホールは、次のとおりとする。

目的 鳥取市中心市街地の活性化に資する多彩なイベントを企画し、新たな地域コミュニティ拠点として、また、市民の交流機会を創出する広域交流拠点の役割を果たす。

名称 パレットとっとり・市民交流ホール

所在地 鳥取市弥生町323番地の1

規模 総面積 388㎡(117坪)

設備 可動ステージ、可動間仕切り、倉庫、事務所、男女多目的便所、バルコニー
用途 会議、講演、研修会、文化講座、展示会、音楽会、料理講習会、商品見本市(飲食可)等

区分 ホール 242㎡(73坪)

調理室 56㎡(17坪)

倉庫 27㎡(8坪)

事務所 31㎡(9坪)

トイレ 31㎡(9坪)

バルコニー 12㎡(総面積には含まない)

※1. ホールには可動ステージが設置。

利用区分 ホールを1/2分割して利用できるものとする。
但し、ステージ側1/2分割ホールを利用区分Aという、また残り1/2分割ホールを利用区分Bという。

(施設所有者)

第2条 施設所有者は、次のとおりとする。

鳥取市栄町401番地 本通ビル4階

鳥取本通商店街振興組合 理事長 林 英 夫

(施設管理者)

第3条 施設所有者は、当該ホールの管理・運営について施設管理者を次のとおりに定める。

鳥取市本町3丁目102番

鳥取商工会議所 会 頭 八 村 輝 夫

(協議会等)

第4条 施設管理者がこれを管轄し、第5条に定める業務を行う。

但し、鳥取市、鳥取商工会議所、鳥取本通商店街振興組合の三者で構成する協議会(以下「三者協議会」という)が下記事項について協議し、施設管理者が決定の上これを行う。

- (1) 市民交流ホール施設の運営改正、管理維持、営業システム変更に関する事項
- (2) 利用向上に関する調査・研究・改善計画、管理規程変更に関する事項

(要員及び業務)

第5条 市民交流ホールの要員及びその業務は次のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| ホール管理者 | 施設管理者の委嘱したホール管理者が、現場要員・事務要員の労務管理及び施設全体に係る管理運営を行う。 |
| 現場要員 | 企画・運営の管理、広報活動、施設の保守・保安・清掃等を行う。 |
| 事務要員 | 利用申し込みの受け付け、受付案内・金銭管理、会計処理、清掃等を行う。 |

(対象利用者及び利用時間)

第6条 市民交流ホールの対象利用者、利用時間は次のとおりとする。

- (1) 対象利用者 一般の個人、民間企業、学校等、団体及び官公庁
- (2) 利用時間 ①午前9時より午後10時まで
②当該時間以外に利用の場合は、施設管理者に別途申し出で、許可を得たのち利用するものとする。

(休業日)

第7条 市民交流ホールの休業日は次の通りとする。

- (1) 1月1日から1月3日まで及び、12月29日から12月31日までの日
- (2) 施設管理者が特に必要と認める時は、当該規定にかかわらず臨時に休館し、または、休館日に開館することができる。

(利用料)

第8条 利用料金は次の通りとする。

- | | |
|--|--------------------|
| ① ホールを利用の場合 | …1時間当 2,100円 (税込み) |
| ② ①の場合において冷暖房利用の場合 | …1時間当 2,730円 (税込み) |
| ③ ホール及び調理室を利用の場合 | …1時間当 2,600円 (税込み) |
| ④ ③の場合において冷暖房利用の場合 | …1時間当 3,380円 (税込み) |
| ⑤ 利用区分A、利用区分B、調理室を利用の場合 | …1時間当 1,300円 (税込み) |
| ⑥ ⑤の場合において冷暖房利用の場合 | …1時間当 1,690円 (税込み) |
| ⑦ 開催日前日の準備及び開催日翌日の片付け等で利用の場合 | …当該規定料金の半額 |
| ⑧ 連日に渡る利用で、退室から翌日の入室までの間(22時～翌9時の間は除く)にホールに備品等を設置し占有する場合 | …当該規定料金の1/4 |
- 2 鳥取県内に本拠を置く民間企業・団体が営利目的で利用の場合は上記金額に30%を加算し、それ以外の民間企業・団体が営利目的で利用の場合は上記金額に50%を加算し徴収する。
 - 3 経済情勢その他の事情により利用料金の改定を要する場合は、三者協議会で協議の上、施設管理者が決定の上実施する。
 - 4 利用時間が1時間未満であるとき、もしくは1時間未満の端数がある時は、1時間として計算するものとする。
 - 5 市民交流ホールの附属設備等利用の場合は別途定めた規定による金額とする。

6 申込後に冷暖房利用の場合、利用後に冷暖房費として差額徴収する。

(営利目的での利用)

第8条の2 営利目的とは、物品の販売等の営業行為及び物品の展示を行うことが直接商業宣伝となる場合を言う。

2 ホール内において営利目的での物品の販売を行うときは、利用申込書と併せて物品販売届出書(様式第8号)を提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第9条 利用料金の減免については、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるところにより行う。

- (1) 鳥取市中心市街地活性化に資する集客イベントであり、かつ鳥取市中心市街地活性化協議会が定めるイベント開催支援事業補助金交付要綱で適当と認めたイベントの場合、施設利用料の2/3を減額する。
 - (2) 文化芸術に関する活動を行う団体であって、別途定める基準に該当するものが、文化芸術振興のために利用する場合、施設利用料の4/5を減額する。
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって、幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事{実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。}のために利用するとき施設利用料の4/5を減額する。
 - (4) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が所属する団体が、社会参加を促進する目的で利用する場合、施設利用料の2/3を減額する。
 - (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は、要支援認定を受けた者が所属する団体が、社会参加を促進する目的で利用する場合、施設利用料の2/3を減額する。
 - (6) 鳥取市自治連合会に加入する地区及び自治会、旧町村地域の国府町・福部町・河原町・用瀬町・佐治町・気高町・鹿野町・青谷町にある自治会長会・部落長会・区長協議会及びそれに類する自治連合会に加盟する地区及び集落自治会が、団体として利用する場合施設利用料の2/3を減額する。
 - (7) 鳥取市内にある商店街振興組合、商店会及び鳥取市に本拠を置く経済団体が、団体として利用する場合、施設利用料の2/5を減額する。
 - (8) 鳥取商工会議所が別途定めるまちづくり推進団体に対し必要と認めた場合、施設利用料の2/3を減額する。
- 2 減免を受けようとする者は、市民交流ホール利用料減免申請書(様式第4号)を施設管理者に提出しなければならない。
- 3 施設管理者が減免と決定した場合は、減免決定通知書(様式第4号)を交付するものと

する。

(減免団体の登録)

- 第9条の2 前条(2)に該当する団体が利用料金の減免を受けようとする場合、あらかじめ、文化芸術団体に関する減免申請書(様式第7号)を施設管理者に提出し、減免団体として登録しなければならない。
- 2 前条(2)の「別途定める基準」とは以下の通りである。
- ア 鳥取県文化団体連合会及び鳥取市文化団体協議会の加盟団体又は各加盟団体の構成団体である団体で、鳥取市内に本拠を置き、文化芸術活動歴がある団体、又は今後継続した活動が見込まれる団体
- イ 個別の文化芸術の公演等の事業に関し行政及び文化芸術活動者で組織された鳥取市内の実行委員会等
- ウ その他施設管理者が必要と認める団体
- 3 施設管理者が減免団体と認定した場合は、減免団体認定証(様式第7号)を交付するものとする。

(利用受付・申し込み)

- 第10条 利用希望者(個人・団体・企業ほか)は、市民交流ホール利用申込書(様式第1号)に所定の利用料金を添え、次の期日までに事務局に提出するものとする。
- ① イベント等の催し物の場合 利用希望日の10日前まで
- ② 会議、打合せ等の場合 利用希望日の2日前まで
- 2 利用申込書提出と同時に利用料金の全額を徴収し正式申し込みとする。
- 3 申込み受付時間は開館日の午前9時00分～午後6時00分までとする。
- 4 予約受付及び利用申込みは、利用月の6ヶ月前から受付を開始する。
- 5 電話等での申込の場合は、仮申込受付表(様式第6号)で申し込みを受付する。但し、電話等で申し込みした日から14日以内、または、第1項に定める日までに利用申込書の提出がない場合は、仮申し込みを取り消しすることができるものとする。

(利用料の後納)

- 第11条 国または地方公共団体等の公的機関が利用するときは、利用日以降30日以内を期限として、当該利用料金を後納することができる。この場合、利用申込書に「利用料後納許可」である旨を記入する。

(利用料徴収の免除等)

- 第11条の2 利用申込者の市民交流ホール施設設備の利用申し込みが休館日をはさむ場合は、当該休館日に係る利用料は徴収しないものとする。
- ただし、特に開館とする場合は、別に定める利用料を徴収する。

(連日に渡る催事の利用料)

- 第11条の3 連日に渡るイベント等を行う中間日において、開館時間とイベント開始時刻、

及び閉館時刻とイベント終了時刻との時間差がある場合、第8条⑧で規定された金額を、会場占有料として徴収するものとする。

2. イベント終了時刻とは、ホール施錠時刻もしくは退室時刻のどちらか早い時刻を指すものとする。

(時間外利用料)

第12条 第6条の(2)②及び第11条の2のただし書きによる利用の場合は、規定料金の100分の130に相当する額(その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)を徴収するものとする。

- 2 前条に規定する利用料については、減免の対象としない。

(利用料金の還付)

第13条 利用者が既に納めた利用料金(以下「既納利用料」という。)は還付しない。

但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額を還付することができる。

- (1) 利用者が次の理由により市民交流ホールが利用できなくなったとき……既納利用料の全額

ア 地震・噴火やこれによる津波などの天変地異による自然災害、戦争、テロ、革命、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動等が発生した時

イ 災害等により、全交通機関の機能が停止するなどの状況に伴ってイベントの出演者、または講演会、研修会、学会等の講師等が出演または出席不可能になるなどして当該イベントが中止になった時

ウ 市民交流ホールの管理運営上、重大な支障が生じた時

但し、当該イベントが既に開始された以降において中止の決定がなされた場合は、既納利用料は還付しないものとする。尚、当該イベントの開始とは、主催者の開会あいさつ、演奏会の開始以降とする。

- (2) 利用者が、利用日の11日前までに、第14条第2項に定める利用辞退届を提出したとき……既納利用料の50%の額

- (3) 第17条の規定による利用許可の取り消しの場合

① 利用日の11日前までの取り消しは、既納利用料の全額

② 利用日の10日前から利用日までの取り消しは、既納利用料の50%の額

- (4) その他施設管理者が特に必要があると認めたととき……施設管理者が別に定める額

- 2 既納利用料の還付を受けようとする者は、市民交流ホール利用料還付申請書(様式第5号)を施設管理者に提出しなければならない。

(利用申込の変更、辞退)

第14条 利用許可後に当該利用許可を変更しようとする場合は、市民交流ホール利用変更申込書(様式第2号)を施設管理者に提出しなければならない。

- 2 利用許可後に利用申込者が市民交流ホールの利用を辞退しようとする時は、事前に市民交流ホール利用辞退届(様式第3号)を施設管理者に提出しなければならない。

(利用内容の制限)

第15条 施設の目的を遵守するため、次の各号のいずれかに該当する場合利用制限を行う。

- (あ) 施設内の設備その他物件を損傷する恐れのあるもの。
 - (い) 引火、爆発等、危険性のある利用内容のもの。
 - (う) 公序良俗に反する場合や風紀等を甚だしく乱すもの。
 - (え) 所定の場所以外での喫煙または、飲食すること。
 - (お) 他人に迷惑を及ぼし、またはその恐れのある行為をすること。
 - (か) 施設及び施設利用の権利を譲渡または転貸すること。
 - (き) 施設内部及び敷地内で寄付の勧誘及び署名活動をおこなうこと。
 - (く) 前各号以外、施設管理者が施設の管理運営上支障があると認めるもの。
- 2 前項の規定に違反し、またはその恐れのあるものに対して、市民交流ホールの入館を拒み、または退去を命ずることができる。
- 3 市民交流ホールの適正な管理運営を図るため必要があると認められる時は、利用者に対し必要な措置を命じ、また必要な指示をすることが出来る。

(利用申込書の審査)

第16条 利用申込書を受理したときは、三者協議会において定める「利用申込書受付審査事務取扱要領」(以下「審査要領」という)に基づき、申込内容等の審査を行い利用許可の可否を決定する。

(利用許可の取り消し)

第17条 施設管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (あ) この規程に違反したとき。
 - (い) 第15条第3項の命令又は指示に従わないとき。
 - (う) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (え) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
 - (お) 正当な理由がなく利用料金を納付しないとき。
 - (か) その他市民交流ホールの管理運営上、支障があると認める行為をし、又はその恐れがあるとき。
- 2 取り消しとした場合は、取り消し通知書(様式第11号)を送付するものとする。

(利用に関する諸注意)

第18条 市民交流ホールの利用に関する諸注意は、次のとおりとする。

(1) 機材・作品の管理

イベント設営のための機材や出展作品等、使用者が持ち込んだ物品については利用者の責任において管理すること。万一、盗難、破損等による不測の事態が発生した場合、施設管理者は一切の責任を負わない。

(2) 会場の設営・撤収

(あ) 市民交流ホールでのイベントの設営(ステージの音響・照明機材等の搬入及び

設置、テーブル・イス等の設置・ごみ袋の準備等)及び撤収について利用者が責任を持って行う。

(い) 市民交流ホールの付属設備等は、利用後速やかに原状回復し、返還しなければならない。

(う) 当該施設の内部及び敷地内に特別の設備または造作を施し、または原状に変更を加えてはならない。

(え) 利用者は市民交流ホールの利用が終了した時は、直ちにその旨を施設管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。

(3) 特殊な費用の発生

照明・音源などのステージ技術者を用意する場合、及び、それに伴う仮設工事などの諸費用は利用者負担で行うこと。

(4) イベントでの騒音規制

当該施設の内部及び敷地内において、鳥取県公害防止条例に従い規定以上の音量が出た場合、イベントを直ちに中止させる。

(5) 飲食行為

(あ) イベントで飲食を提供する場合、行政機関への許認可及び届出をおこない許可をとること。尚、その許可書の写しを施設管理者に提出すること。

(い) イベントで飲食を提供する場合、事前にホールの床及び壁面の汚れ等を防止する措置を講じること。

(6) 会場清掃・ゴミ処理

イベント設営前、イベント中、撤収後の会場清掃は利用者が責任を持って行い、また、それに伴って発生するゴミ及び大型ゴミは利用者の責任で処分すること。当該施設でのゴミ処理施設は利用できない。

(7) 看板類の設置

看板・ポスター・チラシ等の集客行為のための販促媒体物については、施設管理者が指定した期間中に、指定した場所に、設置または掲示できるものとする。

(8) 安全管理

(あ) 来場者に事故やけがのないように会場内及び会場周辺の警備担当者・警備員の確保や配置については、利用者及び主催者が責任を持って対応すること。

(い) 催事・講座等で水を利用する場合、事前にホールの床及び壁面の汚れ等の防止、並びに、床が滑り易くなるので危険防止のための措置を講じること。

(9) 市民交流ホール周辺の駐車場対策

当該施設の駐車場は、台数に限りがあるので、来場者が周辺道路に駐停車をして交通の妨げにならないよう、来場者への事前の告知、近隣駐車場への誘導、違法駐停車対策を必ず行うこと。

(10) 警備に関する事項

(あ) 市民交流ホールの利用で入場者を多数収容する場合、イベント出演者等が多数の見学者を伴う場合、またはその恐れがある場合、利用者の責任において入退場の際の案内及び整理並びに場内整理を行うとともに、不測の災害等に備え、入場者の生命、身体の安全の確保を図らなければならない。なお、この場合、警備に関

する届出書（様式第10号）を施設管理者へ提出すること。

(い) 市民交流ホール利用で美術品、貴金属などの貴重品を展示及び即売する場合、利用者が必要に応じて警備員を配置し、管理すること。万一当該商品の盗難・損傷等の不測の問題が発生しても、施設管理者は一切の責任を負わない。

(11) イベント開催時の保険

イベントのボランティアスタッフ等への万一の事故やケガに備えて民間保険会社のレクリエーション保険、ボランティア保険等の加入に努めること。

(12) 行政機関等への許認可及び届出

イベント内容により火気の使用等での、各行政機関等への許認可及び届出が必要な場合、利用者はイベント実施前日までに各行政機関と調整や届出を完了し、許可証の写しを施設管理者に提出すること。

(緊急時の連絡及び処置体制)

第19条 緊急時（火災時）における初動体制は、次のとおりとする。

- 火災… 1. 現場要員は速やかに消防署に連絡し、施設管理者に連絡する。
2. 施設管理者は、施設所有者の事務局及び理事長に連絡する。
3. 現場要員は、連絡の後、施設利用者の避難誘導を速やかに行う。
4. 負傷者等は直ちに救護活動し、防火管理者の指示により自衛消防隊による消火活動を行う。

(利用者の責務及び損害賠償)

第20条 利用者の責による施設物件内での損害は、利用者がこれを賠償する。

- 2 利用者の盗難、利用者の事故等については、施設管理者・施設設置者は一切の責を負わない。
- 3 利用者等が自己の責に帰すべき事由により施設等を、破損・汚損・滅失した時は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(規程の改正)

第21条 本規程の改正は、三者協議会で協議し、施設管理者が決定の上これを行う。

(附則)

この市民交流ホール施設運営管理規程は、平成17年4月5日より施行する。

(附則)

この市民交流ホール施設運営管理規程は、平成18年4月1日より施行する。